

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟
旅費支給規定

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟(以下 JPPF という)理事・正会員および強化スタッフ委員会の決めた事業スタッフ、指定強化選手に対して支給する旅費に関し基準を定めたものである。

(国際大会の派遣)

第2条 国際大会の派遣旅費支援は、JPPF が定めた年度予定に従うものとする。

(旅費の種類)

第3条 この規程に基づく旅費とは、交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃等)、宿泊費のことをいう。宿泊費は各助成金の限度額に従うものとする。

(旅費の計算)

第4条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ヤフーなどの、路線検索による、現実的なルートの中で最安値ルートの金額を交通費とみなす。ただし、経路が明記された領収書があれば、実際の経路での交通費を支払うものとするが、合理的なルートでない場合説明を求める場合がある。片道 20Km 圏内は清算は行わない。

車を利用する場合は、原則、ガソリン代、高速代金、駐車場代などは交通費としては支給せず、電車で来たものとして、上記と同じ方法で清算する。ただし、止むを得ない理由で車を利用するときは、理由書を提出し合理的理由と認められた場合、1km37 円(ガソリン代・有料道路代含む)とし、駐車場代金は領収書があれば支給する。

タクシー代は原則認めない。ただし、止むを得ない理由でタクシーを利用するときは、理由書を提出し合理的理由と認められた場合、領収書があれば支給する。

飛行機を利用した場合は、半券がない場合は交通費の支給はしない。

(旅費の支給・精算)

第5条 旅費の支給を受ける場合、振込口座を JPPF にあらかじめ登録すること。

第6条 旅費の支給を受ける場合、所定の報告書を提出すること。提出期間内に報告書による申請がない場合は旅費の支給は行わない。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び特急料金の実費とする。

(旅費の調整)

第8条 JPPF理事、監事は、旅行目的の性質上又は旅行先の事情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

2 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、JPPF理事がその都度、定める。

(変更)

第9条 この規程は、JPPF理事、監事の決議により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成26年1月1日から実施する。
2. 平成29年9月1日改定
3. 令和3年7月1日改定
4. 令和5年4月1日改訂